

第2章 基本的事項

1 雑踏

(1) 雑踏の意義

慰安、娯楽等共通の目的を持つ不特定多数の人が、一定の場所に集合し、あるいは集合した人々が、他の場所へ移動することによって生ずる人と人との混雑状態をいう。

人が多数集まる理由としては、祭礼、花火大会、興行、競技、催物、四季の季節的行楽、スーパーマーケットの大売り出し、パチンコ店の新規開店等多彩である。



神戸ウイングスタジアム動線上の雑踏



京都祇園祭の雑踏

前記以外にも、朝夕の通勤ラッシュ、エレベーター等、我々の周囲では常に雑踏状態が発生している。

(2) 雑踏の特色

ア 不特定多数人の集合体

年齢、性別、思想等様々であり、集団としての性格も複雑で、これを秩序づける組織も権威も存在しない。

イ 個々人の信仰、慰安、娯楽等を目的とした集団

労働運動、政治運動等、同一の主張を掲げてその貫徹を図るとか、同一意識の下に集合して氣勢をあげるといったことを目的とする集合とは異なる。

ウ 人の集合が事前に予測可能

雑踏の多くは、恒例的、年中の行事に関連して、早くから予測可能である。しかし、今後はIT社会を反映し、インターネットを通じた呼び掛けによる多数人の集合事案が突如生ずることも予想される。

2 雑踏現場

祭礼、イベント等の行事は、盛り上がりをもつため、PRを駆使し、多くの群集を呼び込むことに力が注がれている。

どれ位からを「雑踏、と呼ぶか、その判断は困難であるが、雑踏の規模、形態に応じて、的確な措置が必要である。

犯罪捜査では「現場百回」という言葉があるが、雑踏警備においても、実地踏査を通じては勿論、平時、様々な機会を捉えて、四季折々、雨天時、強風時等、「現場の顔」をよく掌握しておくことが大切である。

平時でなければ見えない危険もある。



平時の状況



雑踏時の状況



平時の状況



雑踏時の状況

3 雑踏警備

(1) 雑踏警備の意義

雑踏警備とは、祭礼、花火大会、興行、競技、その他の行事等の開催により、特定の場所に不特定多数の人が一時的に集まることにより、事故若しくは混乱等が発生し、又は発生するおそれがある場合にお



神戸ルミナリエ雑踏警備

いて、部隊活動により事故又は紛争等を防止するために行う混雑緩和、犯罪の予防、交通の規制等の諸活動をいう。

(2) 雑踏警備に対する基本的な考え方

一般的に、雑踏事故防止に係る行事等の主催者及び警察の責務はそれぞれ次のとおりである。

- 主催者は、行事等の開催により雑踏を生じさせる原因者として、自主警備を実施すべきであり、雑踏の影響が及ぶと認められる範囲については、会場内だけでなく会場外においても、また、そこが公道であるか否かを問わず、必要な事故防止対策を講じることにより、雑踏事故の未然防止を図る。
- 警察は、警察法第2条に定められた責務を果たすため、主催者に対して必要な指導を行うとともに、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、事前には実査等必要な準備の上、雑踏警備計画を作成し、当日には主催者等と連携して必要な事故防止対策を講じることにより、雑踏事故の未然防止を図る。

ア 雑踏警備の主眼

参集者の利便を尊重しつつ、雑踏による混乱を適切に整理して事故を未然に防止することにあるが、事故防止を優先するあまり警備上の利便のみに気を奪われ、行事への過度の干渉、参集者の願望を無視するなどの行き過ぎは慎まなければならない。

近年、暴走族や暴走期待族等が祭礼現場に乱入したり祭礼行事終了後に道路や歩道を占拠し、警察部隊への投石、公共施設の損壊等不法行為が目立つこともあり、やむを得ず機動隊等の治安警備部隊を投入している例もあるが、本来は好ましい姿とは言えず、住民や自治体と共に、行事そのもののあり方についての検討も必要である。

イ 雑踏警備の要諦

的確な情勢判断とあらゆる事態を想定した警備対策（滞留させない、落ち着かせる、早め早めの対応等）の推進、主催者等関係者に対する積極的な指導、助言と主催者及び関係機関等との連携の確保にある。

ウ 市民の立場に立った雑踏警備

雑踏警備は、警察力のみで一切が処理できるものではない。主催者等関係者や群集の理解と協力を得ることによって、その目的が達せられるものである。

親切、丁寧な対応に心掛けなければならない。

(3) 雑踏警備の根拠法令等

ア 警察法第2条第1項

イ 警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）

※ この他、本県警察の場合、「雑踏警備実施要領について」（例規）に基づく。

(4) 雑踏警備の対象（種類）

雑踏による事故及び混乱の発生する虞のない軽微なものを除き、おおむね対象は次のとおりである。

- 祭礼
- 花火大会
- 各種イベント
- スポーツ競技
- 公営競技（競輪、競馬、競艇、オートレース）
※ 兵庫県下では、競輪、オートレースは開催されていない。
- その他慰安、娯楽を目的とする多数の人が集まる催し物（花見、観月会等）



けんか祭り祭礼警備



サッカー競技場外周での警備



全国高校野球大会警備



公営競技(競馬)場での警備

4 雑踏事故

(1) 雑踏事故の意義

雑踏事故とは、群集心理の影響を大きく受けながら、雑踏によって発生する人身事故、物的破損事故、参集者間の紛争等をいう。

(2) 社会的反響等

雑踏事故は、善良な市民の命を奪うばかりか遺族等関係者においても深い心の傷を負い、その痛みははかりしれないものがある。

また、主催者や警察においても安全対策、警備措置等が社会的に問題視され、訴訟に発展するケースもある。

事故を未然に防止するための事前措置を徹底し、雑踏に伴う各種事故防止対策を的確に講じなければならない。